

決議 10.21 (CoP16 で改正) * [仮訳]

生きている動物の輸送

条約第 3 条、4 条、5 条、7 条で、管理当局が輸出許可書もしくは再輸出または移動展示証明書を発給する前に、標本が傷を受け、健康を損ね、もしくは虐待されるのをできる限り小さくするような方法で準備され、発送されると管理当局が満足することを求めていることを考慮し、

条約第 8 条で、締約国は、生きている標本につき、通過、保管、輸送の間に傷を受け、健康を損ね、虐待される危険性をできる限り小さくするように、適切に世話をすることを確保するよう義務づけられていることをさらに考慮し、

多くの生きている動物および植物の輸送に関し、空輸が優先される方法であり、空輸によって必要とされる特別な要件があることに留意し、

さらに、生きている標本の輸送のために、生きている動物の輸送の場合は国際航空運送協会 (IATA) の「生きている動物に関する規則」、および生きている植物の輸送の場合は IATA の「生鮮品に関する規則」が使われるものとされる程度、および「生きている動物に関する規則」並びに「生鮮品に関する規則」が毎年改正され、したがって、変化する必要性に対して一層迅速に対応できることに留意し、

すべての生きている標本の輸送と取り組む必要性を認識し、

附属書に掲げるある種の動物の生きている標本の空輸以外の輸送には、IATA「生きている動物に関する規則」および IATA「生鮮品に関する規則」の条件に追加するか、またはそれらから逸脱する輸送条件が必要になる場合があることをさらに認識し、

条約第 4 条 2 項 c) の有効な実施のためには、問題の一層の特別な評価、情報の分析、矯正又は修正対策のための締約国への勧告を必要とすることに同意し、

第 14 条 1 項で、締約国が、附属書に掲げる種の標本の輸送条件に関し、一層厳重な国内措置を採用すること、および附属書に掲げる種以外の種の輸送を制限し、または禁止する国内措置を採用することを許可していることを想起し、

条約締約国会議は

条約締約国会議は常設委員会並びに動物委員会に対

し、生きている動物の輸送に関係する事柄を処理するよう命じる。

次のとおりに勧告する。

- a) 生きている標本の準備および輸送に関する「生きている動物に関する規則」(動物に関し)並びに「生鮮品に関する規則」(植物に関して)の管理当局による完全かつ有効な利用を促進するため、締約国が適当な措置を取り、かつ、それらが空、陸、海または内陸水路による運搬条件を規制する資格を持つ輸出者、輸入者、輸送業者、輸送者、貨物取扱人、検査当局、国際機関および会議に注目されるようにする。
- b) 締約国は上記団体並びに機関に対し、IATA「生きている動物に関する規則」(動物に関し)並びに IATA「生鮮品に関する規則」(植物に関して)に関して意見を述べ、拡充することにより、それらの有効性を促進するよう招請する。
- c) CITES 事務局および常設委員会と国際航空運送協会 (IATA) の生きている動物および生鮮品理事会並びに動物運送協会 (AATA) の理事会との定期的連絡を維持し、国際獣疫事務局 (OIE) 並びに国際植物防疫条約 (IPPC) との関係構築する。
- d) CITES 事務局および常設委員会が同意する限り、IATA「生きている動物に関する規則」(動物に関して)、IATA「生鮮品に関する規則」(植物に関して)、生きている野生動植物の空輸以外の手段による運搬に関する CITES ガイドラインの最新版は CITES の輸送要件を満たすものとみなされる。
- e) 常設委員会および事務局は動物並びに植物委員会および IATA と協議し、「生きている野生動植物の空輸以外の手段による運搬に関する CITES ガイドライン」を定期的に再検討し、訂正し、改定を承認する。
- f) IATA「生きている動物に関する規則」、IATA「生鮮品に関する規則」の生きている植物標本の輸送に関する部分、「生きている野生動植物の空輸以外の手段による運搬に関する CITES ガイドライン」を締約国の国内法または政策に導入する。
- g) 輸出許可書または再輸出もしくは移動展示証明書

* 第 14 回および第 16 回締約国会議で改正。

の申請者は、IATA「生きている動物に関する規則」、IATA「生鮮品に関する規則」、「生きている野生動植物の空輸以外の手段による運搬に関する CITES ガイドライン」に従い生きている標本を準備し、輸送することが発給の条件として必要とされることを通告される。

- h) 国内法並びに政策を遵守し、生きている標本の積荷は、標本の良好な状態を確保するために、積み替え地点での長い保管期間中、CITES が指名した人物または輸送会社の社員により検査され、必要な措置が講じられる。
- i) 国内法並びに政策を遵守し、条約締約国が入出国の港を指定した場合、生きている動物および植物のための保管設備を提供する。
- j) 国内法並びに政策を遵守し、可能な限り、動物および植物を保管する設備は輸送会社の立ち会いのもと、CITES が指名した施行係官又は指名したオブザーバーが行う積荷の検査に開放される。また、適当な当局及び輸送会社があらゆる文書情報入手可能とする。動物および植物委員会に対し、事務局と協議し、

次のことを行うよう命じる。

- a) IATA「生きている動物に関する規則」、IATA「生鮮品に関する規則」、「生きている野生動植物の空輸以外の手段による運搬に関する CITES ガイドライン」を拡充または更新するために、IATA の生きている動物および生鮮品理事会の会議に出席すること。
- b) 適宜、現在の決議に取り入れるために、生きている標本の輸送に関する新規または追加参考文献を調べることを。

c) 適宜、現在の決議に取り入れるために、生きている植物の標本の輸送に係る進展を調べることを。

d) 適宜、生きている標本の死亡率が高い積荷を調べ、関連する締約国、輸出者、輸入者、輸送会社に対し、今後、それを回避する方法について勧告すること。

事務局、締約国、関連機関に対し、IATA「生きている動物に関する規則」、IATA「生鮮品に関する規則」、「生きている野生動植物の空輸以外の手段による運搬に関する CITES ガイドライン」に関する普及や一般意識の向上を支援するよう、奨励する。

非政府組織、特に生きている動物の発送、発送の準備、輸送、世話又は交配に関する専門知識を持つ獣医学、科学、自然保護、福祉および業界団体に対し、国際取引の対象となる生きている動物の輸送および発送の準備に関する条約の規定の有効な実施を保証するために援助を必要とし、かつ、それを要請する締約国に対し、必要な財政上、技術上およびその他の援助を提供するよう招請する。

IATA「生きている動物に関する規則」、IATA「生鮮品に関する規則」、「生きている野生動植物の空輸以外の手段による運搬に関する CITES ガイドライン」の締約国による施行を改善するために、輸送会社、輸出者、執行機関の要員の研修に関する一層有効な方法を通じ、それらの規則に対する意識を大幅に高める必要があることに留意する。

a) 決議 9.23 (フォートローダーデール、1994 年)
— 「生きている標本の輸送」、および

b) 「生きている野生動植物の発送のための輸送および準備に関する CITES ガイドライン」(1981 年)を廃棄する。 ■